

## 姫路市入札監視会議 議事概要（平成29年度第1回）

### 1 日時

平成29年8月29日（火） 午後2時から午後3時30分まで

### 2 場所

姫路市役所 10階 第1会議室

### 3 出席者

（委員）秋本委員長 大内幹雄委員 大江委員 大内美香委員  
（姫路市）山田財政局長 福間財務部長 原田契約課長 他契約課3名

### 4 概要

#### (1) 委員長及び委員長代理の選出

委員の互選により秋本委員を委員長に選出

秋本委員長からの指名により大内幹雄委員を委員長代理に選出

#### (2) 入札制度の概要説明

入札制度の概要及び平成29年1月1日から平成29年6月30日までの間の制度改正について事務局から説明

#### <主な制度改正とその概要>

- ① 決裁過程等での情報漏えいを防止するため、設計価格などの機密情報を知り得る者を限定するなど、入札に関する情報の機密性を高める。（平成29年4月から実施）
- ② 指名競争入札に電子入札を導入する。（建設関連コンサルタントは平成29年4月から実施、建設工事は同年10月から実施予定）
- ③ 最低制限価格の設定に用いるランダム係数の設定幅を0.1パーセントから0.5パーセントに変更する。（平成29年4月から実施）
- ④ 不正行為に対する賠償金を契約金額の10パーセントから20パーセントに引き上げる。（平成29年4月から実施）

#### 【主な質問・意見】

委員： ランダム係数の設定幅を0.5パーセントに変更した理由は何か。

事務局： 変動幅を大きくするため、前回の入札監視会議での意見も踏まえ

変更した。

委員： 130万円以上を入札としているのであれば、随意契約はないのか。1000万円以上は総合評価落札方式を実施しているのか。総合評価落札方式は今年度からの導入なのか。

事務局： 130万円以上であっても、工事の内容により、他に施工できる業者がない等の必要に応じて随意契約を行う。1000万円以上は制限付一般競争入札を実施しており、その中から工事の内容に応じて、必要があるものには総合評価落札方式を採用している。総合評価落札方式は平成19年度から導入している。

### (3) 建設工事発注状況等の説明

平成29年1月1日から平成29年6月30日までの間の入札及び契約手続の運用状況について事務局から報告

#### 【主な質問・意見】

委員： 落札率とは何か。

事務局： 予定価格に対する落札額の割合のことで、例えば、予定価格が1000万円の工事を900万円で落札された場合に、落札率90パーセントという。

委員： 最低制限価格の設定は、予定価格を基にして何らかの幅を持たせる方法によるのか。

事務局： 予定価格である設計金額の直接工事費など各経費に一定の率を乗じたものを最低制限基本価格とし、それにランダム係数を乗じ、最低制限価格としている。

委員： 一般競争入札で91パーセント、指名競争入札で92パーセントといった落札率は、他の自治体と比較して高いのか低いのか。

事務局： 他の自治体の数値について詳らかでないが、91～92パーセントという落札率は高いとはいえないと考えている。かなり以前には、地域によっては落札率の高い自治体もあり、そうした状況への問題意識から全国的に電子入札等の取組みが推進されてきている。近年であれば、どこの自治体であっても、同等程度の落札率で推移しているものと認識している。

### (4) 審議対象工事の抽出結果の報告

審議対象工事の抽出を行う委員に指定されていた秋本委員長から、抽出結果

を報告

<抽出の概要>

- ・入札方式別に審議対象工事を無作為に抽出
- ・制限付一般競争入札（総合評価）については、全1件中1件を抽出
- ・制限付一般競争入札（価格競争）については、全67件中2件を抽出  
（内訳：土木・鋼構造・ほ装工事から1件、建築・その他工事から1件）
- ・指名競争入札について、全85件中4件を抽出  
（内訳：土木・鋼構造・ほ装工事から3件、建築・その他工事から1件）

(5) 抽出工事の説明及び審議

ア 制限付一般競争入札（総合評価）

好古学園大学校第2校舎大規模改修工事

【主な質問・意見】

委員： 総合評価の評価項目やその配点は、どのように決定するのか。

事務局： 二名以上の学識経験者から意見を聴取したうえで、市職員で構成される総合評価審査会において決定する。本件については、複数の学校が近接しており、住宅の多い地域でもあるため、安全確保や環境確保について提案を求めた。

委員： 他の自治体では、学識経験者の意見で配点が大きく変わることもあるようだが、姫路市ではどうか。

事務局： 学識経験者の考えと市の原案とに相違があれば意見されることもあるだろう。本件については、原案の配点のままで了解された。

委員： 改修内容の提案を求めることはないのか。

事務局： 本件については、設計までを契約の対象としていない。市の示した設計内容を基に、より良い施工を実現するための工夫について提案を求めている。

イ 制限付一般競争入札（価格競争）

①書写東公園整備工事

【主な質問・意見】

委員： 最低制限価格を下回った入札が複数あるが、ランダム係数の影響なのか。

事務局： 最低制限価格と最低制限基本価格との間に位置する入札額がラ

ンダム係数の影響を受けたことになり、これに該当するのは1件のみである。

委員： 業者の所在地の小校区による入札参加資格を設ける目的は何か。

事務局： 基本的には工事場所に近い位置の地元業者を優先する。予定価格が高ければ、それに対応する格付の高い業者数が少ないため、市内全域を対象とすることもある。予定価格が低ければ、それに対応する業者数が多くなるため、地域を限定することになる。また、特殊な工事内容で参加可能な業者が少ない場合には、地域を限定せず、案件によっては市外も対象とすることもある。

委員： 最低制限価格を下回った入札が7者あるが、これは多いのか。

事務局： 7者は珍しくはない。ランダム係数の影響によるものが1者なので、残る6者をどのように捉えるかにもよる。市の積算を意識して入札金額を決めていると思われるが、最低制限価格に極めて近い入札が増えている状況下では、最低制限価格を下回る入札が増えると考えられる。

## ②姫路市立城乾中学校校舎棟西外壁改修等工事

### 【主な質問・意見】

委員： 入札参加資格の地域要件について、本件はAランクを市内全域としているが、先ほどの「書写東公園整備工事」は同じAランクでも地域による制限を設けている。予定価格は本件の方が「書写東公園整備工事」よりも低いので、「予定価格が高ければ地域要件は広く、低ければ狭く」と説明されたこととの整合性をどのように理解すればよいか。

事務局： 「書写東公園整備工事」は土木工事で、本件は建築工事である。市内の登録業者が土木で570社・建築が190社程度となっており、業者数が相当に異なることから、入札参加者数を確保するため、建築は土木よりも地域要件を広めている。

委員： A・Bランクに限定しても同じことが言えるのか。

事務局： 「570社・190社」は全てのランクの合計だが、A・Bランクに限定しても、業者数が相当に異なる状況は同じである。

委員： 本件や「書写東公園整備工事」の参加申込数が、それぞれ17者・18者と似通っているが、概ねその程度の参加者数となるのか。

事務局： 40者程度となる入札もある。入札参加が可能な業者はもっと多いが、実際に参加したのが結果として17者ないし18者となったということ。

委員： 地域要件を設けなければ、より多くの参加を得られていたのではないか。競争原理を阻害しているようにも感じられる。工事場所に近い小学校区から優先しているのか。

事務局： 10数者であれば少なくはないという認識を持っている。近い小学校区の業者から優先している。

#### ウ 指名競争入札

##### ①林田町中構地内下水道工事

###### 【主な質問・意見】

特になし

##### ②手柄71号線舗装改良工事

###### 【主な質問・意見】

委員： 指名業者数の基準は予め公表されているのか。

事務局： 予定価格に応じた指名業者数の基準を予め公表している。

委員： 本件の近辺で施工できる業者が基準よりも多くいれば、どうするのか。

事務局： まず、工事場所の位置する小学校区から施工可能な業者を選定し、次に、隣接する順に他の小学校区から同様の選定を行う。工事場所からの距離等の位置関係で優先付けするなどして、基準どおりの指名業者数とするようにしている。

近隣で複数の工事があれば、同じ小学校区でも、Aランクは高額の場合・Bランクは少額の場合に分けて指名する場合もある。いずれにしても、基準と異なった数の業者を指名するようなことはしていない。

委員： 有効な最低入札額と異なれば落札できず、抽選の対象にもなっていない。本件のように僅か千円の違いであってもこのように厳格に対処するのか。

事務局： そのとおり。積算の比較的容易な工事であれば、最低制限価格に極めて近い金額に入札が集中することが珍しくない。本件は入札が1月で、ランダム係数の設定がまだ0.1パーセントと小幅であったことも影響して、特に狭い範囲に入札金額が集中したの

ではないかと思われる。

③網干中学校防球ネット設置工事

【主な質問・意見】

委員： 本件は最低制限価格を下回った入札が無いようだ。

事務局： 最低制限価格を下回った入札は無いが、それに近い金額で落札がされており、競争原理は機能したのではないかと思われる。

④勝原310号線植栽工事

【主な質問・意見】

委員： 再入札は3回までとしているのか。

事務局： 紙による入札は3回まで、電子入札は2回までとしている。

委員： 予定価格に極めて近い金額で落札されている。

委員： 以前の会議での抽出工事にもあったが、初回に最低の入札金額だった参加者が2回目以降も最低となり、落札することが多いようだ。

事務局： 全ての入札金額が予定価格を超えた場合の再入札は、前回の入札における最低の入札金額を下回らなければ無効となることから、前回の入札金額が高い者ほど入札金額を大きく引き下げる必要のある事情が影響していると思われる。

委員： 造園工事の積算は難しいのか。難しくないのであれば、予定価格をかけ離れて上回った入札が繰り返されていることについて、どのように理解するか。

事務局： 本件は街路樹の植栽なので、難しいものではないと思われる。ただ、造園工事は民間からの受注もあり、積算に注力する必要性があまりないのではないかと思われ、そうした事情が土木工事とは異なる。市の積算をあまり意識せずに、自社の実行予算を優先して入札金額を決めるといったようなこともあるようだ。土木はやはり公共工事への依存が大きく、積算に注力されていると思われる。

(6) 入札参加資格制限の措置状況

平成29年1月1日から平成29年6月30日までの入札参加資格制限措置の状況について、事務局から報告（案件なし）

【主な質問・意見】

特になし

(7) 指名停止の措置状況

平成29年1月1日から平成29年6月30日までの間に指名停止措置を行った延18者について、事務局から報告

【主な質問・意見】

委員： 指名停止を受けた者が不服を主張した事例はあるか。

事務局： まず、指名停止は行政処分に該当しない。また、指名停止の措置要件を公表しており、これに該当する事実に対してのみ適用するため、事実関係の確認はあるかもしれないが、その他に何かを主張されることは稀である。過去の事例として、措置要件に該当する業者から指名停止を避けたい旨の申出を受けたことはあるが、申出の有無にかかわらず、事実に基づいた指名停止を適用することとなる。

(8) 低入札価格調査

平成29年1月1日から平成29年6月30日までにを行った低入札価格調査等について事務局から報告（案件なし）

【主な質問・意見】

委員： 低入札価格調査で何か問題が判明した事例はあるのか。

事務局： 落札候補者が積算を間違えていることが判明し、落札決定を行わなかった事例が、かなり以前に1件あった。平成26年度からは調査対象工事の予定価格を5億円以上に引き上げており、これに入札されるような業者であれば、経営規模がかなり大きく、間違えることは殆どないだろうし、信用調査で問題が判明したようなこともない。

委員： 積算を間違えていないことの確認が調査の目的なのか。

事務局： 調査の目的は、低い入札金額であっても施行に問題が生じないかどうかの確認である。

委員： 調査対象工事の予定価格を5億円以上に引き上げた理由は何か。

事務局： 調査のために業者も市も双方が重い事務負担を負っていたことや、市内建設業者を中心とした建設業関連団体から見直しの要望があったことから、調査により問題の判明する案件が極めて少ないことや、兵庫県が5億円以上を調査対象としていること等の実情も勘案した結果、引き上げることとした。

(9) 苦情処理要綱に基づく苦情処理

苦情処理案件及び再苦情処理案件について、事務局から報告（案件なし）

【主な質問・意見】

特になし

## 5 その他

(1) 次回会議の審議対象工事の抽出委員について

大内幹雄委員に決定。

(2) 次回の定例会議の開催について

次回の定例会議は、平成30年2月を目途に開催することに決定。